



3 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象で、精神障がいのある方の自立と社会参加の促進を目的としています。精神障害者保健福祉手帳を持つことにより様々な支援が受けられます。

1 精神障害者保健福祉手帳交付の対象となる病名

統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病その他精神疾患の全て（知的障がいについては、この手帳の交付対象になりません）

2 手続きに必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳申請書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ② 同意書（年金照会用）（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ③ 医師の診断書（診断書は初診日から6カ月以上経過した時点のもの）
- ④ 写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身無帽）
- ⑤ 障害年金の年金証書又は、特別障害給付金受給資格者証（コピー）
- ⑥ 障害年金の振込（支払）通知書（コピー）
- ⑦ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

※障害年金受給者の場合・・・①②④⑤⑥⑦

障害年金を受給していない場合・・・①③④⑦

※原則として写真が必要ですが、手帳への貼付を辞退することができます。

ただし、写真添付のない手帳の場合、公共交通機関の運賃割引等が受けられないことがあります。

3 手帳の更新 手帳の有効期限は2年間です。2年毎に障がいの状態を再認定します。

※更新申請は、有効期限の3カ月前から行うことができます。

手続き・問い合わせ先

役場福祉課保健福祉室福祉担当 0156-25-2216（直通）